

被災住宅復興支援事業

(利子補給)のご案内

東日本大震災により居住していた住宅が被害を受け、被災した住宅を補修、被災住宅に代わる住宅の建設・購入または宅地の復旧をする方を対象に、必要な資金の借り入れ(住宅復興資金)に係る利子の一部を補給します。

【対象者】

(次のすべてに該当する方)

1. 市内に住民登録されている方
2. 大規模半壊、半壊または一部損壊と認められた住宅の所有者または親族であつて、震災発生時に当該被災住宅に居住していた方

※店舗、事務所、賃貸住宅、納屋、塀などは対象外となります。

3. 市内で被災住宅の補修、被災住宅に代わる住宅の建設、購入または被災宅地の復旧を行う方
4. 平成23年3月11日以降に住宅復興資金を銀行などの金融機関で借り入れた方

※消費者金融などからの借り入れは対象外となります。

5. 市税などを滞納していない方
6. 当該被災住宅を取り壊し、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給を受けていない方

【申請に必要な書類】

1. 利子補給金交付申請書
2. 金融機関などとの金銭消費貸借契約書(貸付利率が明記されたもの)の写し
3. 金融機関などから発行された償還表、返済予定表の写し
4. 工事請負契約書、売買契約書または見積書の写し
5. 災証明書
6. そのほか市長が必要と認める書類

【利子補給額】

融資残高(上限:住宅復旧は

水道メーター・止水栓の調査にご協力ください

水道メーター・止水栓の調査にご協力ください

上下水道課では、水道水を各ご家庭へ安定してお届けできるように、市内に埋設されている水道管の情報が一元管理できるシステムを構築中です。その業務の一環として、各家庭で使用されている水道メーターおよび止水栓の位置確認調査を、下記の委託業者に依頼し実施します。調査は、調査員(市発行の身分証および腕章携帯)が水道メーターボックス内を確認するため、敷地内に立ち入る必要がある

640万円、宅地復旧を伴う場合は1030万円)の1%までの金額

【利子補給期間】

住宅復興資金に係る利子の支払い開始日から5年以内
※無利子期間または利子支払いの猶予期間などがある場合には、それを含めて5年以内

【申請受付期間】

平成26年3月31日まで受け付けします。但し、本年度から利子補給の対象となるのは12月10日までの申請受付分となります。

申問 谷和原庁舎都市計画課

☎58・2111(内線8161)

障がい者の安定した生活を守るために

「障害者虐待防止法」が施行されます

10月1日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(通称名:「障害者虐待防止法」)が施行されます。

この法では、障がいのある方に対する虐待の禁止、予防および早期発見といった、国、県および市町村などの責務のほか、虐待を受けた場合の保護および自立支援のための措置などが定められています。

●障がいのあるすべての人が対象です

身体、知的、精神(発達障がい含む)に障がいのある方のほか、心身の障がいや社会的な障壁により日常生活・社会生活を送ることが困難で援助が必要な人が対象とされています。

※障害者手帳などを取得していない場合も対象となります。

●早期発見にご協力を

障がいのある方への虐待とは、
①身体的 ②性的 ③心理的 ④放棄・放任 ⑤経済的、以上の内容に関するものが虐待になります。

虐待をしていてもその自覚がなかったり、虐待されていてもそれが虐待だと認識できずに助けを求めなかったりする場合が

あります。

そのため、当事者のそばにいる方だけでなく、地域の方々にもこの問題を認識していただき、小さな兆候を見逃さず早期発見につながるよう、ご協力をお願いいたします。

●虐待に気づいたら通報を

障がいのある方への虐待に気づいた方は、市町村に通報する義務があります。通報された方の情報は慎重に取り扱われ、不利益が生じることは一切ありません。虐待を受けたと思われるところを見たり聞いたりした場合や、ご本人が虐待を受けたと感じた場合はご連絡ください。皆さんの行動が問題解決につながります。

●通報・届け出は市町村窓口へ

この法律では、市町村は、障がい者虐待の通報窓口や相談などを行う「障がい者虐待防止センター」の機能を果たすようにすることとされています。障がいのある方への虐待に関する通報や届け出、支援などの相談は社会福祉課へお寄せください。

申問 伊奈庁舎社会福祉課

☎58・2111(内線9140)